

令和8年度 いじめ防止基本方針

南阿蘇村立南阿蘇中学校

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

本校では、国の「いじめの防止等のための基本的な指針」、県の「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、「南阿蘇村立南阿蘇中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、生徒の人格を大きく傷つけるものであり、その後の心身の成長にも深刻な影響を及ぼす許されない行為である。このことを基本理念の中心に据え、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域、行政及びその他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

① いじめの防止

いじめはどの学校でも、どの子どもでも起こりうる問題である。根本的ないじめの問題克服のため、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人間関係を構築させ、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌を作り上げる。併せて、教育活動全体を通してすべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めていく。さらに、生徒同士のコミュニケーション能力の育成、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図り、ストレスを適切に対処できる力を育む。

② いじめの早期発見

いじめに対して迅速に対処するためにも、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高める。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守る。

③ いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、速やかにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめの事実等を確認した上で適切に対応するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じて関係機関と連携して対応する。また、いじめの解決はいじめた生徒による謝罪のみで終わるのではなく、いじめられた生徒といじめた生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

④ 生徒会の取組

日常的な約束事などを、学級活動で話し合い、生徒議会に諮り、生徒総会で承認を得て、全校的な取組を行う。特に「いじめ根絶月間」においては、生徒会執行部による提案でいじめ根絶に対するスローガンを決めるなどの取組を行う。

⑤ 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守るという視点から、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、家庭・地域・学校が組織的に連携することを推進する。

⑥ 関係機関との連携

いじめの深刻さ、事案の重大さによっては、学校や学校の設置者が行う必要な教育上の指導では十分な効果を上げることができない場合もある。よって、必要な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）と適切な連携を図り、平素から情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

(4) いじめ防止対策委員会

- ・南阿蘇村いじめ問題対策連絡協議会
- ・南阿蘇村いじめ防止対策審議会

●いじめ防止対策委員会

構成員・・・校長、教頭、情報集約担当者、人権教育主任
養護教諭、担任、特別支援教育コーディネーター

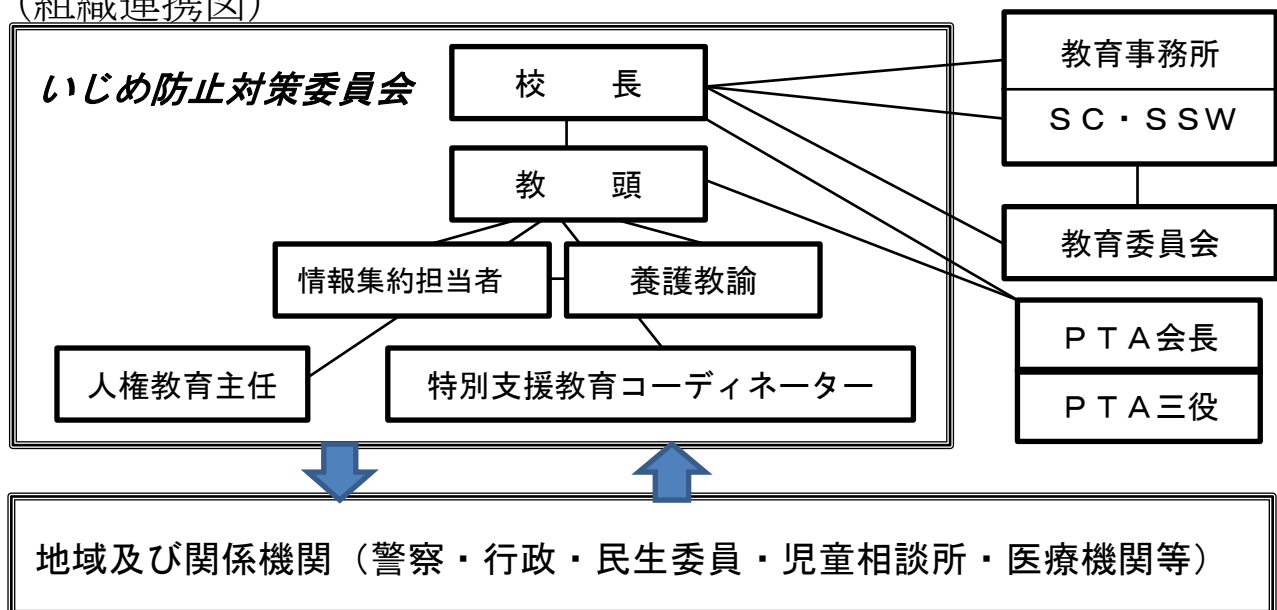
関係機関等・・・ア PTA 役員（三役）

イ 外部機関等

ア 地域・・・主任児童委員、役場福祉課等

イ 県関係・・・SC、SSW、児童相談所等

(組織連携図)



(5) 重大ないじめの事態における対応について

① 重大事態の意味について

いじめにより本校の生徒が以下のように、生命、心身又は財産に重大な被害を受けたとき、または受けたと疑われたときに重大な事態として対応する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、本校に在籍する生徒が、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合についても、同様に対応する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

本校で重大事態が発生した場合、南阿蘇村教育委員会の指導の下、関係諸機関と連携を図りながら本校いじめ防止対策委員会が主導して事実関係を明確にするための調査の実施を速やかに行う。

その場合、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを目的とする。

③ いじめられた生徒への聴き取りについて

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍する他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。その後、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに他の在籍生徒や教職員に対する調査に着手する。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この場合、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

④ 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供については、プライバシー保護に配慮しつつも、適時・適切な方法で経過を報告し、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならないようにする。また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒または保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒や保護者に説明するなどの措置が必要である。なお、調査の結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。さらに、必要な場合には再調査を行う。

(6) いじめ発生時の対応マニュアル

